

真実を伝える
組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

●次号「かいな」2465号は5月19日発行です。

定年後再雇用賃金差別裁判 和解成立で円満解決



当支部組合員の原告2名が、定年後再雇用(シニア契約社員)に移行し、定年時から年収を大幅に減額されたため、差額相当分の損害賠償を求め東京地方裁判所に提訴した裁判は、和解により円満に解決いたしました。以下に和解成立にあたっての声明を紹介いたします。

1 定年後給与減額に関して会社との和解

原告ら、JMITU、同東京地方本部、同日本アイビーエム支部及びキンドリルジャパン株式会社(以下「キンドリルジャパン」という)は、2025年3月18日、東京地方裁判所にて、原告らが定年後継続雇用(シニア契約社員)として月額給与17万円(年収204万円)と定年時の年収から大幅に減額されたため、差額相当分の損害賠償請求していた本件請求に関して、双方の互譲により、キンドリルジャパンが一定の金銭の支払いを含むことを骨子として

和解により円満に解決した。

2 本件請求の具体的な内容

原告2名は、日本アイビーエム株式会社(以下「日本IBM」という)に勤務していたが、2018年に60歳定年を迎えた。定年後は日本IBMの高年齢者継続雇用制度であるシニア契約社員制度の適用を受け、1年の有期雇用契約を締結し65歳まで契約が更新されることになった。ところが、日本IBMは、シニア契約社員は一律に月額17万円の基本給(賞与・手当なし)と定めており、原告ら2名も月額給与17万円(年収204万円)とされた。この給与水準は、原告2名の定年時年収の2割弱の水準であった。シニア契約社員となっても、労働時間及び配置転換の範囲、人事考課は正社員と同様とするというものであった。

そこで、原告2名は、

定年後も定年前と実質的に同様の業務に従事しているとして、2020年4月1日、日本IBMに対してパート有期雇用法8条の均衡待遇に違反するとして東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。日本IBMは、原告2名の定年後の業務は定年前の業務とは異なり、バンド3に該当する補助的業務であるから年収204万円の給与は不合理ではない旨を主張した。日本IBMは、原告2名が従事していた部門を、2021年9月1日、キンドリルジャパンを承継会社として会社分割(吸収分割契約)をしたため、原告2名の有期雇用契約はキンドリルジャパンに承継されることになった。その結果、本件損害賠償請求事件もキンドリルジャパンが訴訟を承継することになったが、キンドリルジャパンも日本IBMと同じく、原告らの業務内容が定年前と定年後は異なるとして、

第96回
Mee-day
2025

私たちの声を
届けよう

今すぐ最賃
1500円に

車拡・増税
NO!

給料
Up

暮らしを守る社会に

ジェンダー平等

働くものの団結で生活と権利を守り、
平和と民主主義、中立の日本をめざそう

2025年5月1日(木) 代々木公園 開場▶9:00 文化行事▶9:30
開会▶10:00 パレード▶11:20

メーデーチャンネル
Web視聴はこちら

主催●第96回メーデー実行委員会 事務局●東京都港区南大塚2-33-10 東京労働会館6F 東京地研内 TEL●03-5395-3171 FAX●03-5395-3240

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用不当労行為事件	組合ホームページをご確認下さい。
定年後再雇用賃金差別裁判	3/18日(火)に和解が成立しました。

